

ひび割れ、傾き、劣化、控壁が無い等の  
ブロック塀は**危険**です！

**改善**をしてください！

最大  
**20万円**  
補助



「自宅の塀は大丈夫…」とっていませんか？  
大規模な地震では、ブロック塀等の倒壊による被害  
が多く出ています。

また、道路に面したブロック塀等が倒壊すると歩  
行者等に危害が及ぶだけでなく、ガレキが道路に散  
乱し避難や復旧活動に大きな支障となります！

【お問い合わせ】

富士見市建設部建築指導課 建築指導・住宅グループ  
☎354-8511 富士見市大字鶴馬1800番地の1  
☎049-252-7127 (直通)

## 補助の概要

### 【補助対象】

- ①ブロック塀や組積造（石やレンガ等）の塀・門柱、万年塀、コンクリート製の塀等
- ②道路等※1に面し高さ0.8mを超えるもの※2、3（隣地境界にある塀等は対象外）
- ③「ブロック塀の点検のチェックポイント」による点検調査で不適合があるもの

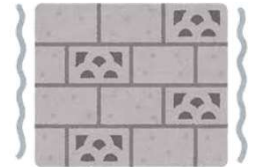
※1 建築基準法（第42条第1項、第2項）で規定されている道路及び通学路

※2 塀の一部を撤去する場合は、残存部分を高さ60cm以下にしてください

※3 土留め擁壁の上部に設置された塀も対象ですが、塀は全て撤去してください

### 【補助対象者】

- ①塀の所有者・管理者（複数の場合は工事の実施を承諾していること）
- ②市税等を滞納していないこと
- ③補助対象の塀において、他の補助金の交付を受けていないこと（同一敷地の申請は1回まで）



古く劣化している塀は危険な場合が多いです。



大谷石（組積造の塀）



コンクリートブロック塀



万年塀



まずは市役所建築指導課までご相談ください。

## 補助金額

撤去に要する費用の2/3	補助金額は いずれか低い額 (最大20万円まで)
撤去する塀の長さ1mにつき10,000円	

## その他

開発行為に伴う場合や建物の新築・増改築に伴う場合、販売を目的として整地や解体工事をする際に塀を撤去する場合等は、補助対象外です。

見積りや解体工事は**富士見市内の工事業者**に依頼してください。市外の工事業者では、補助金の交付を受けることができません。

また、交付決定通知書の交付後に富士見市内の工事業者と契約してください。

# 申請から補助金交付までの流れ

**事前相談** 補助制度の説明や建築基準法に定める道路のご案内等。



**点検調査** チェックポイントによる点検。工事業者の選択・見積依頼。



**申請** 市役所建築指導課に**申請書等**を提出します。



**決定通知** 各条件に適合している場合は交付決定通知書が交付されます。



**契約・工事** 交付決定通知書の交付を受けてから、**工事業者※との解体工事の契約**をしてください。



**実績報告** 工事完了後、市役所建築指導課に**実績報告書等**を提出してください。



**確定通知** 適正な撤去工事と認められれば、確定通知書が交付されます。



**請求** 市役所建築指導課に**請求書**を提出します。



**交付** ご指定の金融機関に補助金が振込まれます。

点検調査の結果、危険性が確認された場合には、以下の様に「注意表示」を塀に貼り付け、付近通行者へ注意喚起を行って下さい。冊子の最後に参考資料がありますのでご利用ください。



→ **契約はしないでください。**

申請書（様式第1号）  
事業計画書（様式第2号）  
収支予算書（様式第3号）  
【添付書類】  
・付近見取図  
・ブロック塀等の位置、長さ及び高さが記載された図面  
・ブロック塀等の写真  
・撤去工事費用の見積書の写し  
・チェックポイントの確認書類  
・土地登記簿等の所有者を確認できる書類

**申請書等締切**  
令和6年12月27日まで

※工事業者は**富士見市内**の工事業者に依頼してください。

**工事完了後30日以内に提出**  
実績報告書（様式第9号）  
事業報告書（様式第10号）  
収支予算書（様式第11号）  
【添付書類】  
・撤去工事費用の領収書の写し  
・撤去工事の内容が分かる状況写真と完了写真

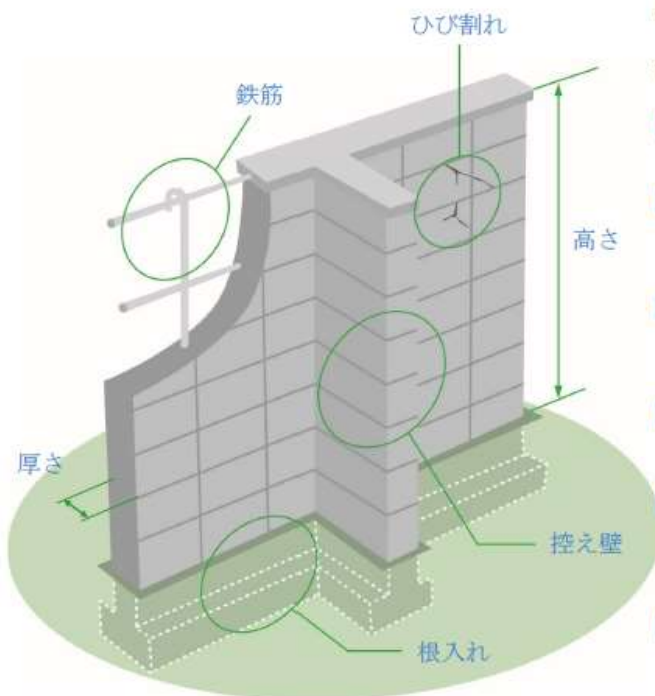
**実績報告書締切**  
令和7年1月31日まで

請求書（様式第13号）  
【添付書類】  
・通帳の写しなど、お振込先が分かるもの

申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。

建築基準法第42条第2項に規定する道路に該当している場合で、未後退の位置にブロック塀等がある場合は、基礎を含め全て撤去してください。  
また、新たに塀や生垣等を築造する場合は、道路後退位置に築造してください。※後退違反のブロック塀等は補助対象外です。





出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか  
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か  
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)  
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか  
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か  
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか  
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。  
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合  
□1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。  
□2. 塀の厚さは十分か。  
□3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。  
□4. 基礎があるか。  
□5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>  
□6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<第一段階：外観に基づく点検>

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第61条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第62条の6及び令第62条の8に照らして適切に確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm<高さ2m超は15cm>以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

<第二段階：ブロック内部の診断>

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第62条の6に照らして適切か。
  - ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
  - ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。
- (注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

建築基準法施行令抜粋

第61条(組積造のへい)

- 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 高さは、1.2メートル以下とすること。
  - 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
  - 三 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁(木造のものを除く。)を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
  - 四 基礎の根入れの深さは、20センチメートル以上とすること。

第62条の6(目地及び空洞部)

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いでなければならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

第62条の8(塀)

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ1.2メートル以下の

- 塀にあつては、第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 一 高さは、2.2メートル以下とすること。
  - 二 壁の厚さは、15センチメートル(高さ2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル)以上とすること。
  - 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
  - 四 壁内には、径9ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。
  - 五 長さ3.4メートル以下ごとに、径9ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設けること。
  - 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けて定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
  - 七 基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上とすること。

# きけん

この塀は倒壊の恐れがあります。  
通行の際は注意してください。